



こども医療について

●こども医療とは、自治体ごとに行っている“こども医療費助成事業”のことです。

対象年齢のお子さんが、病気やケガなどで医療機関にかかった場合の医療費の自己負担額を市町が助成する制度です。市町により対象年齢が異なります。下記の表を参考にしてください。

＜栃木県内の助成について 平成25年4月1日現在＞

栃木県内の助成	現物給付	償還払い	※重度心身障害者 受給者 現物給付あり
宇都宮市	生まれてから小学6年まで		
日光市	生まれてから中学3年まで		
栃木市	生まれてから小学6年まで	中学3年まで	
大田原市・野木町 那須塩原市	生まれてから3歳未満	高校3年まで	
上記以外の県内市町		中学3年まで	

げんぶつきゅうふ

●**現物給付**とは・・・医療機関窓口での**保険診療額の支払いがありません**。(所得制限なし)
 (県外での受診、資格者証の提示がない場合には、償還払い方式になります。)



しょうかんばらい

●**償還払い**とは・・・医療機関窓口で、一旦は**保険診療額の3割分(未就学児は2割)を支払い、助成申請により指定口座に助成金が振り込まれます**。
 (ただし、薬局を除く医療機関1ヶ所ごとに1ヶ月あたり500円を控除される市町もあります。)



★学校管理下でのケガや疾病など、独立行政法人スポーツ振興センターの『災害共済給付制度』に加入している場合、その対象となる医療費については、上記のこども医療ではなく、『共済』を優先して使います。

保険診療額の3割分を医療機関にて一旦お支払いのうえ、翌月に証明書を学校に提出することで、1割分増しの4割が戻ってきます。

(万が一の後遺障害に対する補償があるなどの有効な制度ですので、そちらを

優先することになっています。)※但し、初診から治癒までの合計窓口負担が1,500円を超えなかった場合は、翌月以降にこども医療の扱い(償還払い方式)となります。詳しくは、学校の先生にご相談下さい。



●**利用するには、必ず受給資格者証の提示が必要となります！**
受診の際には忘れずに保険証と一緒に提示してください！



←宇都宮市の現在のこども医療費受給資格者証の一例です。市町により色が異なります。

今月の担当：事務部 山下 雅子